

社会保険適用拡大/育児休業関連制度 無料相談会

社会保険適用拡大

10月から社会保険加入対象となるパート・アルバイト

従業員数100人超えの企業は早急な対応が必要です

週の
所定労働時間
20時間
以上

月の賃金が
88,000
円以上

継続勤務
1年以上の
見込み

学生で
はない

従業員
100
人超の
事業所勤務



社会保険に加入すると・・・

- ✓ 社会保険料が控除されるため給与の手取りが減少する
- ✓ 配偶者の扶養手当が支給されなくなる可能性がある
- ✓ 社会保険料の事業主負担が増加する

まだ準備をするには早いとお考えになっていませんか？
社会保険に加入することは、特に配偶者の扶養の範囲内で働きたい労働者にとっては退職を考える重要事項です。
準備や対応を進める上で不安がございましたら
お気軽にご相談ください。



社会保険労務士法人・行政書士

庄司茂事務所

神戸事務所 〒650-0004 神戸市中央区中山手通5-1-1神戸山手大木ビル7F
TEL:078-361-2031 FAX:078-361-2035

姫路事務所 〒670-0955 姫路市安田4丁目36番地 マサミビル3F
TEL:079-286-5030 FAX:079-286-5040

育児休業関連制度

従業員に説明できますか？

- 育児休業・出生時育児休業に関する制度
- 育児休業・出生時育児休業の申出先
- 雇用保険の育児休業給付について
- 育児休業・出生時育児休業期間の社会保険料について



4月からは妊娠・出産を申出た従業員に上記4つの事項を必ず周知して育児休業を取得するか意向を確認しなければなりません。制度の説明に不安があればご相談ください。

無料個別相談会申込用紙(FAX 0120-38-3399)

会場	<input type="checkbox"/> 庄司茂事務所 (神戸) 神戸市中央区中山手通5-1-1神戸山手大木ビル7F <input type="checkbox"/> 庄司茂事務所 (姫路) 姫路市安田4-36 マサミビル3F		
	<input type="checkbox"/> オンライン相談希望 (PCをご用意ください。ソフトは不要です)		
希望日	<input type="checkbox"/> 7/21 (木) <input type="checkbox"/> 7/26 (火) <u>(希望時間につきましては、2つ以上<input checked="" type="checkbox"/> お願いします。)</u>		
時間	<input type="checkbox"/> 9:30~ <input type="checkbox"/> 10:30~ <input type="checkbox"/> 11:30~ <input type="checkbox"/> 12:30~ <input type="checkbox"/> 13:30~ <input type="checkbox"/> 14:30~ <input type="checkbox"/> 15:30~ <input type="checkbox"/> 16:30~		
相談希望内容	<input type="checkbox"/> 社会保険適用拡大 () <input type="checkbox"/> 育児休業関連制度 ()		
会社名		業種	従業員数
会社情報	所在地:		
	TEL:	FAX:	
ご参加者	①御役職・御芳名		メール
	②御役職・御芳名		メール

- ・お申し込み後3日以内に受付票をFAXにてお送りします。
- ※FAX以外をご希望の場合、右記よりご希望方法をお選びください。(TEL希望 メール希望)
- ・もし受付票が届かない場合は、お手数ですが弊社事務所までご連絡をお願いします。(TEL:0120-66-8050)